＜合意書の一例＞

合　意　書

　旧個人事業者Ａの遺留分を有する推定相続人であるＢ、Ｃ及びＤは、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（以下、「法」という。）に基づき、以下のとおり合意する（以下「本件合意」という。）。

（目的−法７条１項１号）

第１条　本件合意は、ＢがＡからの贈与により取得した事業用資産につき遺留分の算定に係る合意等をすることにより、Ａが営んでいた事業の経営の承継の円滑化を図ることを目的とする。

（確認−法３条４項及び５項）

第２条　Ｂ、Ｃ及びＤは、次の各事項を相互に確認する。

　①　Ａが、三年以上継続して事業を行っていた個人である中小企業者であったこと。

　②　Ｂ、Ｃ及びＤがいずれもＡの推定相続人であり、かつ、これらの者以外にＡの推定相続人が存在しないこと。

　③　Ｂが、現在、Ａから事業用資産の全部の贈与を受けた個人である中小企業者であって、当該事業用資産をその営む事業の用に供しているものであること。

（除外合意−法４条３項）

第３条　Ｂ、Ｃ及びＤは、ＢがＡからの令和○○年○○月○○日付け贈与により取得した別紙目録【※「様式第１の２　別紙目録②合意の対象とした事業用資産」と同内容の目録】記載の事業用資産について、Ａを被相続人とする相続に際し、その相続開始時の当該事業用資産の価額を、遺留分を算定するための財産の価額に算入しないことに合意する。

（後継者以外の推定相続人がとることができる措置−法４条５項）

第４条　Ｂが第３条の合意の対象とした事業用資産を処分したときは、Ｃ及びＤは、Ｂに対し、それぞれ、Ｂが処分した事業用資産の価額に○円を乗じて得た金額を請求できるものとする。

２　Ｂが第３条の合意の対象とした事業用資産を専ら営む事業の用以外の用に供しているときは、Ｃ及びＤは、Ｂに対し、それぞれ○○○万円を請求できるものとする。

３　ＢがＡの生存中に事業を営まなくなったときは、Ｃ及びＤは、Ｂに対し、それぞれ○○○万円を請求できるものとする。

４　前３項のいずれかに該当したときは、Ｃ及びＤは、共同して、本件合意を解除することができる。

５　前項の規定により本件合意が解除されたときであっても、第１項から第３項までに定める金員の請求を妨げない。

（衡平を図るための措置-法６条）

第５条　Ｂ、Ｃ及びＤは、Ａの推定相続人間の衡平を図るための措置として、次の贈与の全部について、Ａを被相続人とする相続に際し、その相続開始時の価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないことを合意する。

　①　ＣがＡから令和○○年○○月○○日付け贈与により取得した現金１,０００万円

②　ＤがＡから令和○○年○○月○○日付け贈与により取得した下記の土地

○○所在○○番○○宅地○○㎡

（経済産業大臣の確認−法７条）

第６条　Ｂは、本件合意の成立後１ヵ月以内に、法７条所定の経済産業大臣の確認の申請をするものとする。

２　Ｃ及びＤは、前項の確認申請手続に必要な書類の収集、提出等、Ｂの同確認申請手続に協力するものとする。

（家庭裁判所の許可−法８条）

第７条　Ｂは、前条の経済産業大臣の確認を受けたときは、当該確認を受けた日から１ヵ月以内に、第３条ないし第６条の合意につき、管轄家庭裁判所に対し、法８条所定の許可審判の申立をするものとする。

２　Ｃ及びＤは、前項の許可審判申立手続に必要な書類の収集、提出等、Ｂの同許可審判手続に協力するものとする。

（以下、本頁余白）

以上の合意を証するため、本書○通を作成し、各推定相続人が署名捺印する。

令和○○年○月○日

本籍

住所

推定相続人　○○　○○　印

本籍

住所

推定相続人　○○　○○　印

本籍

住所

推定相続人　○○　○○　印